

平成31年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第5号）

平成31年3月12日（火）

午後1時30分 開 議

【再 開】

【 会議録署名議員の指名 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

日程第1 会議録署名議員の指名

【 諸般の報告 】・・ |

日程第2 諸般の報告

・陳情書の配布

(1) 陳情第15号 国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める陳情書

【 要望第7号～第8号審査結果報告 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

日程第2 要望第7号 町産材活用に関する要望書

日程第3 要望第8号 江川馬淵中央公民館の新築整備に関する要望書

【 議案第2号～議案第26号審査結果報告・討論・採決 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

日程第4 議案第2号 平成31年度葛巻町一般会計予算

日程第5 議案第3号 平成31年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第6 議案第4号 平成31年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算

日程第7 議案第5号 平成31年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第8 議案第6号 平成31年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算

日程第9 議案第7号 平成31年度葛巻町水道事業会計予算

日程第10 議案第8号 平成30年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）

日程第11 議案第9号 平成30年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第10号 平成30年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第11号 平成30年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第12号 平成30年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）

日程第15 議案第13号 平成30年度葛巻町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第14号 葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

日程第17 議案第15号 葛巻町公園条例の一部を改正する条例

- 日程第18 議案第16号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第17号 葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第18号 葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第19号 看護職員等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第20号 郵便料金支払基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 日程第23 議案第21号 くずまき山村留学生寄宿舎条例
- 日程第24 議案第22号 山村留学生寄宿舎整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第25 議案第23号 東京電力株式会社原子力発電所事故に係る和解に関し議決を求めることについて
- 日程第26 議案第24号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
- 日程第27 議案第25号 葛巻町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについて
- 日程第28 議案第26号 葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて

【 発委第1号 】 13

- 日程第29 発委第1号 葛巻町議会総合条例の一部を改正する条例

【 議員派遣の件 】 14

- 日程第30 議員派遣の件について

平成31年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第5号）

議事日程告示年月日	平成31年2月21日（木）					
再開年月日	平成31年3月1日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	平成31年3月12日（火） 開議13時30分 散会14時15分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1			6	姉帯春治	○
	2	山崎邦廣	○	7	山岸はる美	○
	3	大平守	○	8	辰柳敬一	○
	4	柴田勇雄	○	9	高宮一明	○
	5	鈴木満	○	10	中崎和久	○
会議録署名議員	2番	山崎邦廣		7番	山岸はる美	
会議の書記	議会事務局長	触沢 誉		議会事務局総務係長	村木晋介	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木重男	農林環境エネルギー課長	山下弘司
	副町長	觸澤義美	建設水道課長	中山優彦
	教育長	吉田信一	教育委員会事務局教育次長	石角則行
	農業委員会会長	深澤進	病院事務局長	松浦利明
	代表監査委員	馬渕文雄	農業委員会事務局長	千葉隆則
	総務企画課長	丹内勉	総務企画課室長	
	政策秘書課長	服部隆行	政策秘書課室長	波紫徳彰
	住民会計課長	村中英治	総務企画課財政係長	近藤桂太
健康福祉課長	檜木幸夫			

(開議時刻 13時30分)

議長 (中崎和久君)

あいさつをします。ご苦勞様です。

ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、2番、山崎邦廣君及び7番、山岸はる美さんを指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。

陳情第15号、国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める陳情書については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、要望第7号、町産材活用に関する要望書及び日程第4、要望第8号、江川馬淵中央公民館の新築整備に関する要望書の2件について、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しておりましたので、輝くふるさと常任委員長の審査報告を求めます。

輝くふるさと常任委員長、鈴木満君。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、葛巻町議会総合条例第87条第1項の規定により、報告します。

平成31年3月1日に付託されました、要望第7号、町産材活用に関する要望書及び要望第8号、江川馬淵中央公民館の新築整備に関する要望書の2件について、3月5日、本会議場において、委員全員出席の上、慎重に審査しました。その結果について、報告いたします。

はじめに、要望第7号、町産材活用に関する要望書については、賛成全員をもって、その実現に向け、町がなすべきことを適切にしているか、議会として監査機能を果たして検証、評価しますとの意見を付して採択すべきものと決定しました。

次に、要望第8号、江川馬淵中央公民館の新築整備に関する要望書については、賛成全員をもって、採択すべきものと決定しました。

以上のとおり報告します。

平成31年3月12日。輝くふるさと常任委員会委員長、鈴木満。

議長 (中崎和久君)

輝くふるさと常任委員長の審査報告が終わりました。

お諮りします。

要望第7号及び要望第8号の2件については、輝くふるさと常任委員会で質疑を終わっていますので、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、要望第7号、町産材活用に関する要望書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この要望に対する委員長の報告は、その実現に向け、町がなすべきことを適切にしているか、議会として監査機能を果たして検証、評価しますとの意見を付して採択すべきものであります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、要望第7号、町産材活用に関する要望書は、委員長報告のとおり、その実現に向け、町がなすべきことを適切にしているか、議会として監査機能を果たして検証、評価しますとの意見を付して採択することに決定しました。

次に、要望第8号、江川馬淵中央公民館の新築整備に関する要望書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この要望に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、要望第8号、江川馬淵中央公民館の新築整備に関する要望書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第5、議案第2号、平成31年度葛巻町一般会計予算から、日程第29、議案第26号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてまでの25議案について、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しておりましたので、輝くふるさと常任委員長の審査報告を求めます。

輝くふるさと常任委員長、鈴木満君。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、葛巻町議会総合条例第157条の規定により、報告します。

議案第2号、平成31年度葛巻町一般会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第3号、平成31年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第4号、平成31年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第5号、平成31年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算、審査の結果、賛

成全員をもって原案可決。

議案第6号、平成31年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第7号、平成31年度葛巻町水道事業会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第8号、平成30年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第9号、平成30年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第10号、平成30年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第11号、平成30年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第12号、平成30年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第13号、平成30年度葛巻町水道事業会計補正予算（第2号）、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第14号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第15号、葛巻町公園条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第16号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第17号、葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第18号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第19号、看護職員等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第20号、郵便料金支払基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第21号、くずまき山村留学生寄宿舍条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第22号、山村留学生寄宿舍整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第23号、東京電力株式会社原子力発電所事故に係る和解に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第24号、町道路線の認定に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成

全員をもって原案可決。

議案第25号、葛巻町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第26号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

以上のおり報告いたします。

平成31年3月12日。輝くふるさと常任委員会委員長、鈴木満。

議長（中崎和久君）

輝くふるさと常任委員長の審査報告が終わりました。

お諮りします。

議案第2号から議案第26号までの25議案は、輝くふるさと常任委員会で質疑を終わっていますので、質疑を省略し、討論、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

日程第5、議案第2号、平成31年度葛巻町一般会計予算から、日程第10、議案第7号、平成31年度葛巻町水道事業会計予算までの6議案について、一括討論を行いたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、議案第2号から議案第7号まで一括討論を行います。

最初に、反対討論から許します。

（「なし」の声あり）

次に、賛成討論を許します。

8番、辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

私は、議案第2号から議案第7号、平成31年度葛巻町一般会計予算及び5件の特別会計予算につきまして、先ほどの輝くふるさと常任委員長の報告のとおり決するに、賛成の立場から討論いたします。

平成31年度は、町の総合発展計画の最終年度にあたる年となっております。今会議に提案された当初予算案は、町総合計画における三つの基本目標、いきいきと輝き続ける“ひと”、誰もが住みたくなる”まち”、地域資源を活かす“しごと”の実現に向け、各分野にわたり、きめ細やかに対応したものであると認識しているところであります。

平成31年度の予算規模は、一般会計においては70億円程度となり、平成30年度と比較して870,000,000円増額となる大型の予算規模となっております。

これは、役場新庁舎の建設事業費15億円が計上されたことが大きな要因であります

が、新庁舎の建設にあたっては、設定された債務負担行為25億円と合わせ、総額で40億円程度となるものであり、近年では葛巻病院建替事業を上回る大型事業であります。

町の予算規模に対して多額の事業費となることから、その財源確保や将来負担などについて懸念もあったところではありますが、予算審議の中において、事業に係る財源の確保や将来の負担に対する備えについて、しっかりと考慮された中で事業を計画されていることが確認できたものあり、安心をいたしましたところでもあります。

役場新庁舎整備事業は、単に老朽化した庁舎の建て替えにとどまらず、新たなまちづくりの拠点中核施設として、町の賑わいや町民の集いの中心として、多くの町民にとりまして待望の施設でありますので、事業の確実な推進に向けた取り組みを期待するものであります。

予算案の具体的な中身を見てみますと、町の最重要課題として位置づけられ、総合的な取り組みを行ってきている各種人口減少対策について継続的に所要の予算が盛り込まれ、これまでの取り組みがより一層加速されていくものと期待されるところであります。

また、平成31年度予算は基幹産業である酪農、または林業のさらなる振興に向け、新たな対策が講じられております。

酪農振興においては、酪農ヘルパー住宅整備事業が盛り込まれたところであり、酪農ヘルパーの安定的な確保に向け大きな役割を果たすものと認識しております。

新葛巻型酪農構想を推進している中であって、酪農のさらなる発展と安定的な経営環境の実現のために、酪農ヘルパーに期待される役割は大きいものであり、このような町の取り組みを高く評価するところであります。

さらに、林業分野においては、森林現況調査や、私有林整備事業費補助金などが盛り込まれたほか、町産材利用促進事業の拡充に取り組みされるなど、林業振興に向けた取り組みが大きく強化されたものと捉えているところであります。

平成31年度から新たに国から譲与される森林環境譲与税を財源に見込んでの実施とのことでありますが、このような財源を有効に活用しながら、より一層の産業振興に取り組みされることを期待するものであります。

一方で、新たな分野の振興にも積極的に取り組むこととされているものであり、特に、くずまき型DMO事業を中心とした取組みの成果が具体的に目に見える形で表れてきているところであり、新年度においても、これまでの取り組みをより一層推進され、町に新たな魅力と賑わいを創出していただくことを期待するものであります。

ひとつづくり分野においては、新たに山村留学生寄宿舎が完成し、新年度は新入学生11人を含む、総勢16名の山村留学生が見込まれているとのことでありますし、3年目を迎える公営学習塾の学習内容の強化、充実も図られるとのことであり、葛巻高校の存続、発展に向けた町の力強い取り組みが感じられるものであります。

また、老朽化した江川中学校校舎の改修工事や、保育園の施設再整備調査業務が盛り込まれ、教育環境のより一層の充実に向けた対策も図られたものであります。

次に、特別会計ではありますが、国保会計においては、近年、保険給付費が減少してきていることなどにより、予算額が減少するとのことでありましたが、医療費の減少とい

うのも、町の検診料の無償化や早期発見、早期治療の啓発などの取り組みの成果が大きいものであり、町民の健康でいきいきとした生活のために、引き続き、取り組みを望むものであります。

病院事業会計においては、新たに地域包括ケア病床を導入され、収益性の高い経営体質の実現を目指されているものであります。独立採算が公営企業の原則であるとの認識のもと、健全経営に努められていることは評価するところであり、ぜひ目標の達成に向けご努力いただくとともに、引き続き、町民の命を守る大切な病院として、誰もが安心して受診できる病院となるよう期待するところであります。

日頃、我々議員といたしましても、地域住民の声を町当局にお伝えしているところでありますが、平成31年度の各会計当初予算は、そのような意見、要望に対し、しっかりと応えていただいたものであると高く評価するところであります。

以上のことから、冒頭に申し上げましたとおり、各会計の予算案に賛成であります。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、私の賛成討論を終わります。

議長（中崎和久君）

ほかに、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、討論を終わります。

これから、採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

日程第5、議案第2号、平成31年度葛巻町一般会計予算について、本案に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第2号、平成31年度葛巻町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第3号、平成31年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、本案に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第3号、平成31年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第4号、平成31年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第4号、平成31年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第5号、平成31年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第5号、平成31年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第6号、平成31年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第6号、平成31年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第7号、平成31年度葛巻町水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第7号、平成31年度葛巻町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第8号、平成30年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第8号、平成30年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第9号、平成30年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第9号、平成30年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第10号、平成30年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第10号、平成30年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第11号、平成30年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第11号、平成30年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第12号、平成30年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第12号、平成30年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第13号、平成30年度葛巻町水道事業会計補正予算(第2号)を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第13号、平成30年度葛巻町水道事業会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第14号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第14号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第15号、葛巻町公園条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第15号、葛巻町公園条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第16号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第16号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第16号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第17号、葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第17号、葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 21、議案第 18 号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第 18 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 18 号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 22、議案第 19 号、看護職員等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第 19 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 19 号、看護職員等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 23、議案第 20 号、郵便料金支払基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第 20 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 20 号、郵便料金支払基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第21号、くずまき山村留学生寄宿舍条例を、議題とします。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第21号、くずまき山村留学生寄宿舍条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第22号、山村留学生寄宿舍整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第22号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第22号、山村留学生寄宿舍整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第23号、東京電力株式会社原子力発電所事故に係る和解に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第23号、東京電力株式会社原子力発電所事故に係る和解に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第24号、町道路線の認定に関し議決を求めることについてを、

議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第24号、町道路線の認定に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第25号、葛巻町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第25号、葛巻町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第26号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第26号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30、発委第1号、葛巻町議会総合条例の一部を改正する条例を、議題

とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、姉帯春治君。

議会運営委員長（姉帯春治君）

発委第1号、葛巻町議会総合条例の一部を改正する条例、別紙のとおり、地方自治法第112条及び葛巻町議会総合条例第20条第2項の規定により、提出します。

提案の理由ですが、議会傍聴手続きを不要とし、町民に開かれた議会を推進するものであります。次に、改正の内容であります。第123条の見出し、傍聴人の定員及び手続から、手続を削り、同条第2項の会議を傍聴しようとする者は所定の場所で、住所、氏名を傍聴人の受付簿に記入しなければならないとする規定を削るものであります。附則であります。施行期日は平成31年4月1日となります。

以上で、説明を終わります。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本発委案は、葛巻町議会総合条例第46条第3項の規定により、輝くふるさと常任委員会へ審査を付託しないこととしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本発委案は、全員協議会で協議を重ね、議会運営委員会から提出された案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、発委第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発委第1号、葛巻町議会総合条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、発委第1号、葛巻町議会総合条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第31、議員派遣の件についてを、議題とします。

お諮りします。

葛巻町議会総合条例第121条第1項の規定により、議員派遣の件に記載されており、議員を派遣したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、記載のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了し、本定例会議に付された事件は全部終了しました。

これで、平成31年葛巻町議会3月定例会議を終了します。

次回は、7月第1金曜日の5日に再開することとします。

ご苦労様でした。

(散会時刻 14時15分)